対象経費の範囲について

受託開発競争力強化支援助成金交付要綱第7条にもとづく対象経費については、以下のとおりです。以下に説明のない経費については、事前にご相談ください。

【対象となる経費】

・ブリッジ SE 等が発注元等にて活動することで生活拠点が変わる場合、その活動期間に生活するために借り上げるアパート等の物件の家賃、ホテルの宿泊費(長期契約等含む)等

【対象とならない経費】

- 敷金、礼金等の一時金
- 仲介手数料
- 水道光熱費
- 駐車場料金
- ・退去時のクリーニング等費用
- ・すでに借用している場合の交付決定日以前に支払った家賃
 - ※ただし、ウィークリーマンション等で契約時に借用期間の家賃を全額納付しなければならない場合は、契約書等の資料をもとに助成事業期間中の家賃に相当する額を算出して対象とする。

【対象となる経費】

教材費

研修

研究材料

家賃

・受託開発の受注獲得のために必要な派遣研修、派遣研究の際に必要となる教材に係る費用、学校等 の受講料

【対象となる経費】

- ・受託開発の受注獲得のために必要な研修・研究の際に必要となる材料にかかる購入費用もしくはリース・レンタル費用
- ・研修に必要な PC やタブレット、スマートフォン等については、研修および研究期間中のリース・レンタル費用に限り対象

【対象とならない経費】

・汎用性が高く、使用目的が本事業に特定不能な物(PC、タブレット、スマートフォン等)の購入費用

【対象となる経費】

・助成事業実施のために必要な国内・海外旅費(交通費、宿泊費)の実費

【対象とならない経費】

旅費

- ・タクシー代等の公共交通機関以外のものの利用による旅費 (鉄道のグリーン車利用料金、航空機の国内線プレミアシート等及び国際線のビジネス、ファーストクラス料金も対象となりません。)
- ・日当、食卓料(助成対象事業者にて内規が設けられていたとしても不可。)

【対象となる経費】

- ・引っ越し費用(社内規定がある場合に限る)
- ・ 赴任旅費(社内規定がある場合に限る)
- ・生活家電等の生活に必要不可欠なもののリース・レンタル費用

【対象とならない経費】

- 生活家電等の購入費用
- ・TV 等の娯楽用品のリース・レンタル費用や購入費用

【対象となる研修】

・助成対象事業者、助成対象事業と連携関係を構築する県内 IT 事業者が、受託案件を獲得する上で 必要とされる技術を習得するために行う研修で、講師費用 (謝金、旅費)、教材購入費、教室借用 費などが発生する場合に対象

※対象となる研修例:開発言語、開発技法、ソフトウェアテスト手法

- ・原則として2日間以上(概ね15時間以上)の規模の研修を対象とします
- ★1回の研修あたり一律定額20万円を助成します(助成限度額を上限とする)。 (研修のカリキュラム、参加者、研修の様子がわかる書類を確認いたします)

【対象とならない経費】

- ・公租公課(消費税及び地方消費税を含む)、各種保険料
- 振込手数料
- ・通信運搬費(電話代、切手の購入を目的とする費用、インターネット利用料金等)
- · 人件費、通勤手当、赴任手当
- 食費
- ・他の事業との明確な区分が困難であると財団が判断するもの

集合型研修

その

生活支度費